平成２９年（フ）第１４５号
埼玉県三郷市三郷２丁目11番地７　ライオンズプラザ三郷1101号
債務者　朱田　尚廣
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
埼玉県草加市谷塚町1165番地１　メルシーガーデン103号
債務者　森　　富子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
埼玉県狭山市入間川1472番地の８
債務者　吉田　美歩
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３１号
埼玉県坂戸市泉町２丁目６番地１　藤和シティコープ坂戸104号室
債務者　渡邊　正浩
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３６号
埼玉県狭山市狭山台１丁目11番地の６　パレス狭山台403、前住所埼玉県川越市南大塚３丁目10番地６
債務者　阿久津佳佑
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０６号
静岡県田方郡函南町仁田693番地の１
債務者　**荒**井　正明
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
静岡県田方郡函南町仁田693番地の１
債務者　**荒**井万亀子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
静岡県沼津市西島町18番68―１号
債務者　石井美磨子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
北九州市門司区青葉台16番１号
債務者　上田久美子（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１６７号
北九州市若松区中川町２番21号（２Ａ）
債務者　橋本　隆昭
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２号
北海道岩見沢市幌向北１条５丁目99番地
債務者　門田　裕治
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１９号
北海道岩見沢市志文町309番地44、住民票上の住所北海道岩見沢市幌向北１条３丁目574番地20
債務者　草野　幾美
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第２６号
北海道苫小牧市青葉町２丁目10番３―306号
債務者　古俣亜希子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１５号
福島県いわき市四倉町字梅ケ丘134番地　県営住宅21―１
債務者　石川　詔子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第３３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4015番地１　ハイツオガワ101号、前住所群馬県邑楽郡邑楽町大字鶉791番地２　邑楽グリーンハイツ202
債務者　森川　慎理
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第９１号
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原514番地
債務者　笠石　佳秀
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部